生産資材の安全確保のための調査・試験の推進
生産資材安全確保対策事業のうち
生産資材安全確保推進事業費（新規）

４２１（０）百万円

対策のポイント

農畜水産物の安全を確保し、ヒトへの健康被害を未然に防止するための各種規制等について、新たな科学的事実の報告などの情勢の変化に対応して、農薬の登録の際に新たに要求すべき試験項目の調査・試験、生産資材（農薬、動物用医薬品及び飼料）の試験法・分析法の開発や国内外の実態把握等を行うための調査・試験の実施を支援します。

（生産資材の分析法）

飼料の安全を確保するため飼料及び飼料添加物の成分について規格を定めています。

この規格の遵守状況をモニタリングするため、飼料及び飼料添加物の成分ごとに分析法を開発し、安全な畜水産物を生産するとともに家畜等に被害が生ずることによって畜水産物の生産が阻害されることがないよう措置しています。

（農薬登録試験等の国際調和）

農薬は、農薬取締法に基づき、登録申請時に薬効、薬害、毒性および残留性に関する試験成績の提出が必要です。

これらの試験について、国際調和を図り、信頼性を高めることにより、農薬を使用して生産された農産物の安全が確保されるようにします。

政策目標

農畜水産物の安全を確保するための各種規制等について、新たな科学的事実の報告など情勢の変化に適切に対応

＜内容＞

１．事業内容

農薬、動物用医薬品及び飼料は、適切に使用しなければ農産物や家畜等の健康に影響を与えるばかりでなく、ヒトの健康を害する可能性がある。

そこで、農畜水産物の安全の確保によってヒトへの健康被害を未然に防止するための各種規制等については、国際機関からの新たな勧告、新たな科学的事実の報告等に伴い、生産資材の登録の際に新たに要求すべき試験項目の調査や試験手法の開発、分析法の開発、国内外の実態把握等を行うための調査・試験の実施が重要となる。

事業においては、生産資材の的確なリスク管理を推進するための調査・試験の取組を支援する。

２．事業実施主体　　民間団体等

３．補助率　　定額

４．事業実施期間　　平成２１年度～２５年度

【担当課：消費・安全局　農産安全管理課　畜水産安全管理課】